

## 令和8年度 事業計画

シルバー人材センターは、高齢者のライフスタイルに合わせた臨時的かつ短期的又は簡易な業務を提供することにより、高齢者の健康で生きがいのある日常生活を支援し、社会参加を通じて、地域社会の活性化に寄与しています。当センターにおいても、高齢者が様々な働く場で活躍し、「生涯現役社会」の実現に向けて、また地域の活性化の担い手として貢献するよう、その役割はますます期待されています。

当センターでは、今後のシルバー事業を安定的に運営する上で、会員拡大と就業先開拓の両輪を、同時並行的に推し進めていくことが重要な課題となっています。

会員拡大においては、様々な広報媒体を活用し、入会説明会の案内の充実や、センターの認知度の向上を図るため、広報活動を強化します。特に女性会員の拡大については、女性部会を通じて、女性ならではの視点で、入会につながる施策を企画いたします。

就業先開拓においては、商工会等、他団体との連携及び情報収集に努め、アンテナを高く上げ、多様な就業機会の確保、新たなニーズの掘り起こしに取り組んでまいります。

当センターが受注する業務および就業内容については、今年度においても「量より質」を念頭に、「地域に根ざした活動」をモットーとして、より良いサービスを提供いたします。

会員が安全に就業することは、何よりも優先されることです。特に、高齢に伴う身体能力や判断力の低下、慣れによる軽率な判断などは重篤事故につながる懸念されます。また、シルバーの主旨に沿わない危険な作業については、リスクを予測して回避することを徹底する必要があります。引き続き安全を最優先に事故防止を図ります。また、適正就業については、就業先の実態を把握し、それに応じて請負・委任契約から派遣契約への切り替えを進めます。

今後のセンター事業の運営にあたっては、公益法人法が改正され、財務運営では、中期的期間で収支均衡を保たなければならないという指針が示されました。また、外部からの理事及び監事を起用することが義務付けられ、法人内部の透明性向上とガバナンスの強化を推進してまいります。

センター事務局では、業務の効率化、経費削減など様々な観点から運営の合理化に努めています。しかしながら昨今の料金の値上げ、諸物価の著しい高騰などにより、令和8年度から請負契約に係る事務費を改定いたします。

また、会員専用サイト Smile to Smile の普及を進めるとともに、デジタル化事業をさらに展開させていきます。

令和8年度におきましても、地域から必要とされるシルバー人材センターとして、会員、役員、職員が一丸となって、安定的かつ持続可能な事業運営を図ってまいります。

# 令和8年度 基本方針

令和8年度は、第5次中期事業計画の3年目の年となります。会員の確保や新規顧客の獲得による受注の拡大等を図り、効率的な事業運営に努めることで、当センターの事業基盤を強化いたします。地域社会から信頼される公益社団法人として、「自主・自立・共働・共助」の基本理念のもと、当センターの活躍の場をさらに広げてまいります。

## (1) 第5次中期事業計画「5か年（令和6年度～令和10年度）の施策」

### 1. 知力の強化

#### 1) 会員の増強

多様な就業先の開拓。独自事業の取り組みによる就業機会の創出。

女性の就業先の開拓。趣味を生かした入会推進。

女性対象の入会説明会の開催。ひとり一会員紹介運動の継続。

#### 2) 多様な人材確保

広報活動の強化。多様な就業機会に対する人材の確保・育成。

### 2. 就業開拓

#### 1) 新規顧客の開拓

就業開拓部会による新たな就業機会の創出。女性会員の就業先の開拓。

#### 2) 適正就業

除草作業は、作業を体得できるように工夫し、人材確保を図る。

剪定作業は、新人を付随作業に配置し、後継者を育成する。

### 3. 安全就業

#### 1) 安全就業

安全適正就業パトロールの実施。安全適正委員による事故分析を基に事故防止対策を講じる。

#### 2) 健康管理の充実

フレイル予防の企画に取り組む。健康診断の推進。

### 4. 自主運営の構築

会員の意見を反映できる体制の確立。地域代表者・就業班の会議の開催。

### 5. 運営組織の充実と強化

職群班の強化。事務局体制の強化・効率化。財政基盤の確立。

### 6. ボランティア活動の充実

会員の社会貢献。地域との交流。会員が楽しめる行事の企画・実施。

# 令和8年度 主要施策

## 1 会員の加入促進

- ・ 会報誌やホームページで、会員募集やセンターの仕事紹介などの普及啓発を行う。
- ・ いなべ市情報誌 Link に入会説明会の案内を掲載依頼する。
- ・ 入会説明会を毎月開催するとともに、女性限定入会説明会を実施する。
- ・ 女性部会主催の教室・講座などイベントにて参加者に入会を促進する。
- ・ いなべ市情報番組「いなべ10」に女性部会主催のイベントを放映し、PRを行う。
- ・ 「お知り合い、お友達紹介キャンペーン（ひとり一会員紹介運動）」を強化する。

## 2 就業機会の拡大

- ・ いなべ市商工会へ加入し、就業情報の入手に努め、新たな就業機会を創出する。
- ・ 事業所向けチラシ等を作成し、商工会等の情報誌に挟み込みや掲載を依頼する。
- ・ 事業所への訪問営業による新規取引先の獲得に努める。
- ・ 会員の就業ニーズの把握と、それにマッチングした受注に努める。

## 3 安全適正就業の推進

- ・ 安全適正委員会により、事故の原因究明と再発防止に向けた事故防止対策を講じる。
- ・ 理事、安全適正委員会による安全パトロールを強化する。
- ・ 作業におけるリスク予測、リスク回避について「安全就業だより」等で啓発する。
- ・ 安全就業研修会を開催し、安全就業や健康管理に関する研修を行う。
- ・ 刈払機講習等、適正な操作等を習得するため各種安全講習を開催する。

## 4 組織の強化

- ・ 改正公益法人法に則り、外部理事・監事を起用し、組織の透明性を高める。
- ・ 会員専用サイト「Smile to Smile」の登録会の開催など、普及を促進する。
- ・ シルバー会による会員相互の交流会、ボランティア活動を実施する。
- ・ 愛好会の活動により会員間の親睦を図る。

## 5 安定的な運営

- ・ 改正公益法人法に則り、中期的期間（5ヶ年）の収支均衡に基づく財務運営を行う。
- ・ 物価高騰等に対応するため、請負契約に係る事務費を10%から14%に改定する。
- ・ 持続可能な事業運営を維持するため、新規取引先の拡大及びいなべ市からの新規委託業務の受注に取り組む。
- ・ 業務のデジタル化等を進め、事務作業の効率化、事務経費の節減を図る。